

○学生の自動車による登学の取扱い

昭和42年10月26日

合同教授会制定

改正 昭和50年10月23日

昭和62年 2月13日

昭和62年 6月23日

平成 5年 5月13日

平成18年 3月 8日

平成27年3月26日

平成27年4月1日

学長決定

改正 令和5年3月9日

1 学生の自家用車による登学を禁止する。ただし、特別の事情があるものは、学生生活支援センター所長に願い出て許可証を受け、大学の所定の場所に駐車しなければならない。なお、科目等履修生、研究生、聴講生及び研修生についても、この取扱いを準用する。

2 この取扱いの改廃は、合同教授会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この取扱いは、昭和42年10月26日から施行する。

附 則

この取扱いは、昭和50年10月23日から施行する。

附 則

この取扱いは、昭和62年2月13日から施行する。

附 則

この取扱いは、昭和62年6月25日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成5年5月13日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この取扱いは、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この取扱いの改廃は、平成27年4月1日から学長決定により行う。

附 則

この取扱いは、令和5年4月1日から施行する。